

## 5 まとめ

本章では、岡山県の景観特性を「地域別景観特性」「類型別景観特性」として体系的に把握し、景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針を取りまとめるための基礎資料を作成した。

その結果、県土は、広域的まとまりとして、中国山地景観エリア、吉備高原里山景観エリア、市街地・田園景観エリア、瀬戸内海景観エリアの4つにまとめ、さらに「地域区分」として、東備、岡山、倉敷、井笠、高梁、新見、真庭、津山、勝英の9地域に分類した。

「地域別景観特性」では、地域毎に特徴的な自然的景観、歴史的・文化的景観、新たな景観などが形づくられており、地域毎の優れた景観を保全活用、創造するための課題を示した。

「類型別景観特性」では、面的な広がりを持つ都市的景観、農林漁業的景観、自然的景観や、道路・河川・海岸など市町村界を超える軸線景観、町並み保存地区やふるさと村など地域性豊かな歴史的・文化的景観、公共施設景観について景観特性に応じた景観の形成を図るための課題を示した。

次章の景観計画では、本章での結果を踏まえ、景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針を示し、景観行政を進めるに当たっての指針とする。

なお、方針の取りまとめに当たっては、以下の考え方を基本とする。

- ①県土全体を対象とした広域的な観点からの景観形成に取り組むものとし、特に県民に親しまれ、県民の誇りとなる景観を有する地域等をモデル的な地区に指定し、重点的に守り育てていく。
- ②市町村が景観行政団体となり主体的に地域の景観行政を担うことができるよう必要な助言を行う。また、景観行政団体間相互の緊密な連携を図るための調整を行う。